

物品売買契約書 新旧対照表

改正後	現 行	備 考
<p><u>(遅延利息)</u>  第3条 乙は、<u>前条第2号に規定する期日までに同条第1号に定める  売買代金総額を甲に支払わない場合には、甲に対して期日満了の日の  翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法  定利率の割合による遅延利息を甲に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(契約不適合責任)</u>  第5条 甲は、乙に対し<u>本物品について現状のままで引き渡すものと  し、一切の _____ 責任を負わない。</u></p> <p><u>(裁判管轄)</u>  第8条 甲及び乙は、<u>本契約に関する紛争解決については、東京  地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所  とすることを合意する。</u></p> <p>(協議)  第9条  (略)</p>	<p><u>(延滞金)</u>  第3条 乙は、<u>債務不履行の場合には、支払代金につき年5.0  %の割合の延滞金を甲に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(瑕疵担保責任)</u>  第5条 甲は、乙に対し<u>別紙記載の物品について一切の瑕疵担  保責任を負わない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(協議)  第8条  (略)</p>	